

東京大学大学院総合文化研究科学術研究員の受入に関する内規

平成 20 年 9 月 18 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科（以下「本研究科」という。）における若手研究者の育成を目的とし、本研究科教員と協力して研究を行うために受け入れる研究者（以下「学術研究員」という。）の受入に関し必要な事項を定める。

(受入資格)

第 2 条 学術研究員として受け入れることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本研究科の博士課程を修了し、博士の学位を取得した者
 - (2) 本研究科の修士課程を修了後、国内外で博士の学位を取得した者
 - (3) 前 2 号に該当しない者であって、研究科長が学術研究員受け入れの趣旨に合致すると判断した者
- 2 前項各号による受入資格を有する者のうち外国人については、すでに在留資格を得ている者又は受入開始日までに在留資格の取得が確定している者

(申請)

第 3 条 学術研究員を受け入れようとする教員（以下「受入教員」という。）は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- (1) 研究計画書
- (2) 研究業績
- (3) 受入教員の推薦理由書

(受入許可)

第 4 条 学術研究員の受入は、教授会の議を経て、研究科長が許可する。

- 2 研究科長は、学術研究員が研究を継続することが不相当と認めるときは、教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(研究期間)

第 5 条 学術研究員の研究期間は、受け入れ開始日から当該年度末までとする。ただし、受入教員が必要と認めるときは、再度申請することができる。

- 2 前項の研究期間は、当初の受け入れ開始日から起算して 6 年を超えることはできない。

(受入条件)

第 6 条 学術研究員の受入れにあたっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 本学は、学術研究員に対して給与を支給しないこと。
- (2) 学術研究員が本学内で災害その他の事故にあった場合、本学の責に帰すべき事由を除き本学はその責を負わないこと。
- (3) 学術研究員は、故意又は重大な過失により本学の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その復元に要する費用を弁償しなければならないこと。
- (4) 学術研究員は、本学の諸規則を遵守するとともに安全の確保に努めること。

(5) 学術研究員は、傷害保険に加入しなければならないこと。

(施設等の使用)

第7条 本研究科は、研究に従事するために必要な施設、設備等を学術研究員に使用させることができる。

(知的財産の取扱い)

第8条 学術研究員に関する知的財産の取扱いは、東京大学発明等取扱規則及び東京大学著作物等取扱規則の定めるところによる。

(事務)

第9条 学術研究員に関する事務は、事務部経理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学術研究員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に受け入れた学術研究員に対する改正後の内規の適用については、次の各号の定めるところによる。

(1) 第1条及び第2条の規定にかかわらず、受入資格を有する者とする。

(2) 第5条第2項の適用については、「当初の受け入れ開始日から起算して6年」とあるのは、「この内規の施行日から起算して5年」とする。

附 則

この内規は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。